

# 早めの納税 早めの申請

軽自動車税の納付は6月2日(月)、口座振替は5月27日(火)、減免申請は5月26日(月)となります。お忘れのないように。

## ■ 軽自動車税の納付は？

	納付場所	納付期限	納付に必要なもの
現金納付の人 (※右記①、②のいずれかで納付してください)	①長陽庁舎(総合調整課)・白水庁舎(会計課)・久木野庁舎(窓口センター)	6月2日(月)までに納付をお願いします。	自宅に届いた納付書を持参してください。
	②肥後銀行、熊本銀行、JA阿蘇、熊本県信用組合、九州管内のゆうちょ銀行(沖縄を除く)		
口座振替納付の人	5月27日(火)引き落とし ※残高の確認をお願いします。		

## ■ 軽自動車税の減免申請は？

	申請要件	手続き場所	減免申請に必要なもの
減免申請	①公益のため直接専用するもの ②身体障がい者などに該当する人が所有する軽自動車などで、身体障がい者本人が運転するもの、生計を一にするもの、または該当身体障がい者など(単身で生活する者に限る)を常時介護する人が運転するもの(1台に限る)	各庁舎(白水・久木野・長陽)で手続きできます。 納期限の7日前(5月26日(月))までに申請しなければなりません。	●自宅に届いた納付書 ●車検証 ●免許証 ●印鑑 ●身体障がい者手帳など

\* 減免台数1人に1台とし、普通自動車などの同時の申請はできません。

\* 障がいの程度により減免の対象とならない場合があります。

〈問い合わせ〉 役場 税務課軽自動車係 TEL(62)9181

# 自動車税の納付は

# 6月2日(月)までに

〈問い合わせ〉

熊本県北広域本部収税課

阿蘇鹿本地域 TEL0968(25)4116

■ 自動車税の納付は6月2日(月)までに

自動車税の納税通知書を5月上旬に送付します。納期限までに納めましょう。

① 納期限 6月2日(月)

② 納付場所

- ・ 金融機関
- ・ コンビニエンスストア
- ・ 県北広域本部
- ・ 阿蘇地域振興局
- ・ 自動車税事務所



■ 自動車税の税額が加算されます

環境への配慮から、排気ガスや燃費性能が優れた環境負荷の小さい自動車(新車)は登録翌年度の自動車税が軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税額が加算されます。

平成26年度に自動車税が加算(約10%)される自動車

① ガソリン、LPG車

(平成13年3月31日以前に登録のもの)

② ディーゼル車

(平成15年3月31日以前に登録のもの)

■ 口座振替ができます

平成27年度から口座振替を希望する人は、金融機関備え付けの申込用紙にて申し込みができます。毎年、納付のために金融機関などへ出向く必要がなくなり大変便利です。